

▼級別の標準的な職務内容（一般行政職）

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
行政職	主事 主事補	主任	主幹 副主幹 主査	主席主幹 主幹 副主幹 主査	課長 参事 主席主幹 主幹 副主幹	課長 参事

▼級別職員数（一般行政職）

（平成21年4月1日現在）

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
職員数	10人	17人	36人	13人	3人	6人	85人
構成比	11.8%	20.0%	42.3%	15.3%	3.5%	7.1%	100%

※ 再任用職員は含みません。

▼期末手当・勤勉手当

（平成21年4月1日現在）

区分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.4月	0.75月
12月期	1.6月	0.75月
計	3.0月	1.5月

▼退職手当

（平成21年4月1日現在）

区分	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分

※ 五霞町は、茨城県市町村総合事務組合に加入し、退職手当の支給率は同組合の条例に基づくものです。

▼特別職等の給料など

（平成21年4月1日現在）

区分	給料	期末手当支給割合
町長	798,000円	6月期 1.6月
副町長	622,000円	12月期 1.75月
教育長	570,000円	計 3.35月

※ 左記の給料額から下記表のとおり減額をしています。

区分	平成21年4月～
町長	638,000円（20%カット）
副町長	590,000円（5%カット）
教育長	541,000円（5%カット）

◆職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

▼勤務時間の概要

職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分と定められており、原則毎週月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの勤務となります。なお、正午から午後1時までの間は休憩時間となります。

▼休暇制度の概要、種類など

年次休暇	1年につき最高20日間付与される有給の休暇です。
療養休暇	負傷や疾病のために勤務できない職員に対し、最小限度必要な期間、その治療に専念することができる有給の休暇です。
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産など特別の事由により認められる有給の休暇です。
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母などが負傷、疾病または老齢により2週間以上にわたり日常生活に支障がある者の介護をするために認められる無給の休暇です。

▼年次有給休暇の取得状況

（各年平均）

平成19年	平成20年
12.6日	10.6日

▼育児休業などの取得状況

育児休業とは、3歳に満たない子を養育するため、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業期間中は、給与は支給されません。

平成20年度に育児休業を取得した職員は、2人でした。

◆職員の分限および懲戒処分の状況

▼分限処分の状況

平成20年度において、免職処分、降任処分および休職処分された職員はいませんでした。

▼懲戒処分の状況

平成20年度において、懲戒処分を受けた職員はいませんでした。